

人口減少等社会変容に伴う公共交通への影響把握業務 委託先募集要領

1 委託業務

人口減少等社会変容に伴う公共交通への影響把握業務

2 業務の目的

路線バスを取り巻く状況は、運転士等の担い手不足の深刻化に加え、人口減少やコロナ禍でのライフスタイルの変容による利用者数の減少、燃料費高騰など厳しさを増している。そうした中であっても、市民の生活交通を確保するため、厳しい経営環境にあるバス事業者によって支えられている公共交通の現況や、社会変容による公共交通への影響を把握し、社会情勢を踏まえた適切な公共交通のあり方を検討していく必要がある。

本業務は、社会変容による公共交通への影響を把握するため、京都市内のバス停や鉄道駅周辺の人口分布等の分析及びバス路線の利用状況調査を委託するものである。

3 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 上記2の本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (2) 京都市契約事務規則第22条1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。
- (3) 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 代表者が成年被後見人、被補佐人又は破産者でないこと。
- (5) 委託事業の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。
- (6) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (9) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

5 募集期間

令和8年8月10日（月）午前10時から令和8年8月27日（木）午後4時まで

6 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額の上限

金2,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(3) 契約期間

契約の日から令和8年11月30日（月）まで

(4) 委託費の支払い

業務終了後の精算払いとする。

(5) その他

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

7 応募手続等

応募するものは、次に示すところにより、別添様式『プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）』及び企画提案書等を持参又は郵送により提出するものとする。

(1) 担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎2階

京都市都市計画局歩くまち京都推進室（担当：中村、山口）

TEL（075）222-3483 FAX（075）213-1064

メール：trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書等（別添様式1～5） 1部

(イ) 企画提案書（別添様式6～8） 6部

- ・ 企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。ただし、A4横書き（図表等についてA3を用いる場合は、A4版に折り畳むこと。）にまとめること。

- ・ 別紙「仕様書」を十分理解したうえで、8（2）審査基準を参考に作成するものとする。

(ウ) 見積書（任意様式） 1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

イ 提出期限

令和8年8月27日（木）午後4時（必着）

ウ 提出場所及び提出方法

上記「7（1）担当部局（提出先）」へ郵送又は持参すること。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 質問者

本書及び仕様書について質問できる者は、上記「4応募資格」を満たすものに限る。

イ 質問の受付担当部局

上記「7（1）担当部局（提出先）」と同じ。

ウ 質問方法

文書（様式自由）により行うものとし、郵送、FAX又はメール（ただし電話で到着を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。

エ 質問の受付期間及び受付時間

令和8年8月10日（月）から令和8年8月20日（木）まで
各日午前9時から午後5時まで

オ 回答

令和8年8月24日（月）までに、京都市都市計画局歩くまち京都推進室ホームページにて公開する。回答は、本募集要領と一体のものとして効力を有するものとする。

（4）注意事項

ア 公募手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

イ 次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は、京都市から通知する。

（ア）提出期限、提出場所及び提出方法等が、所定の応募手続に適合しないもの。

（イ）指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

（ウ）虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

（ア）提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

（イ）提出された企画提案書は、受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。

（ウ）提出書類は、受託候補者選定作業に必要な範囲において複製することがある。

（エ）提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

（オ）全ての提出書類は返却しない。

8 提案の審査・選定等

（1）審査方法

提出書類に基づき、「人口減少等社会変容に伴う公共交通への影響把握業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において選定する。

なお、企画提案内容について説明を求めるため、書類審査に加え、ヒアリング審査を実施する場合がある。京都市からその旨の通知があった場合は、企画提案内容について説明できる者を選定委員会へ出席させること。

(2) 審査基準

書類審査により、以下の項目について審査する。

審査項目 ()内は配点	評価の着目点
業務全般 (10)	○ 業務の目的を十分理解した提案であるか。
企画提案内容 (40)	○ 各業務の実施手法について、それぞれ効果的で実現可能な提案であるか。 ○ 他社と比較し、強みを活かした提案や工夫を凝らした独自性のある提案が含まれているか。
業務実施体制 (10)	○ 仕様書に定められた業務を的確かつ迅速に実施するために必要な体制を確保しているか。
業務実績 (10)	○ 本業務に類似又は関連する業務の実績があるか。
見積経費 (10)	○ 見積価格を相対的に評価する。
資格の有無 (10)	○ 業務を統括する者が技術士（建設部門又は総合技術監理部門）又は RCCM の資格を有しているか。
所在地 (10)	○ 本店、支店等の所在地が京都市内にあるか。

(3) 決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、京都市が業務受託候補者を決定する。

(4) 通知

審査結果については、契約相手方と選定した理由、参加した事業者及び評価点等をホームページに公表するとともに、全応募者に対し郵送で通知する。

(5) 契約

選定委員会において業務受託候補者に選定された者と、委託見積限度額の範囲で交渉し、協議のうえ契約する。契約内容については、別紙「仕様書」及び業務受託候補者の「企画提案書」を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する必要がある場合は、協議のうえ内容を決定するものとする。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点のものと協議を行い、契約相手を決定する。

9 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実施検査が行われる場合は協力すること。
- (3) 本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利は全て京都市に帰属するものとする。